

## 研究活動における不正防止ガイドライン

平成 19 年 4 月 1 日制定

本ガイドラインは、東京理科大学（以下「本学」という。）における科学研究が本学の定める研究行動憲章の理念に則り、信頼性と公正を欠くことのないよう、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・姿勢の倫理的規準を定めたものである。

（注）「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含む。学生であっても研究に関わるときは研究者に準ずるものとする。

### I はじめに

科学研究が公共の福祉に寄与し持続的に進展を遂げるためには、大学における研究の自由が保障されなければならないが、そのことによって研究者には自らを律する高い倫理感が求められることも自明である。

大学は、研究活動を行うとともにそれを次世代に伝える高等教育機関としての責務を負っており、研究活動に係わる倫理規準は厳格に遵守されなければならない。高い倫理性をもって真摯に研究活動を行う若い研究者の育成は、本学が社会に対して負っている責任の一つでもある。

本ガイドラインが、日常的な研究の現場（研究室等）において機会あるごとに周知され、研究グループ全員の倫理意識の向上と研究の責任ある遂行のために役立つことを期待する。

### II 研究者の倫理規準

研究者倫理の根幹は、個々人が一人の人間として良心と信念に従って誠実で責任ある行動をとることにあるが、それに加えて、科学研究に携わる者が等しくこのことを認識し、共有すべき倫理の規準を以下に示す。これらは研究者自らが良き慣習として育み継承してきたもので、研究活動における「作法」となるものである。

（研究者の姿勢）

- 1 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究の実施に当たっては、自らの研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こり得る変化を広い視野からできる限り評価し、人類の福祉、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

\*留意点：

科学技術は人類の福祉に多大な貢献をするとともに、同時に、その安易な応用が生命倫理や地球環境問題を惹き起こした事等、負の面も合わせ持っていることに研究者は深く思いをいたさねばならない。

### (生命の尊厳の尊重)

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。研究に当たり、個人の身体の一部（血液等）の提供を受ける場合には研究への協力者に対し、十分なインフォームド・コンセント及び個人情報の保護に努めるなど人権を尊重した行動をとらなければならない。また、実験動物などに対しては、動物福祉に配慮し真摯な態度でこれを扱う。

#### \*留意点：

これらのヒト材料使用実験、遺伝子組み換え実験及び動物実験等の研究計画の立案・実施に当たっては、生命倫理に関連する法令、告示等及び本学の諸規程を遵守する。十分な知識を持って安全を確保すると共に、指導的な立場にある者は予めその教育にも留意しなければならない。

### (説明責任)

3 研究者が研究によって生み出される知の正確さや正当性を研究者コミュニティに対して客観性や実証性をもって提示することは、当然の前提であり、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに高い倫理観をもって努める責任を有する。研究記録の保存や厳正な取扱いを徹底し、研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

#### \*留意点：

研究論文の著者は、その論文の正しさを客観的にいつでも誰にでも説明する責任がある。論文等の発表に直接利用したものだけでなく、関連するデータ、実験記録等の研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう一定の期間（特段の定めがない場合は5年間）保管しなければならない。それらが研究成果の客観性を証明し、かつ保護する資料となる。

研究記録等の記載スタイルは、研究分野の特性に応じて研究グループ内で定めるものとし、学生にもその指導を徹底する。

データの保管に電子媒体を使用する場合は、収集されたデータの結果だけでなく、実験条件や日付などに注意を払い、研究記録にもその所在を明記するなどして、研究の客観性を確保できるように配慮する。

### (不正防止)

4 研究成果発表における不正な行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に対する背信であり、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない、また不正に加担してはいけない。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等の作成）
- (2) 改ざん（データ、研究結果等の変造又は偽造）
- (3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで流用）

\*留意点：

不正行為が起る背景として、科学研究における競争的環境の急速な進展とともに、実験等で出たデータの処理や論文作成のスピードを最重要視する考え方に傾き、研究グループ内で生データを見ながらじっくり議論をして説を組み立てていくという、研究を進めていく上で通常行われる基本プロセスをおろそかにする傾向が一部の研究者に見られるとの指摘もなされている（科学技術・学術審議会「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」）。指導的立場にある者は、研究倫理や研究プロセスの本来のあり方について、学生や若手研究者に教育する責務を果たさねばならないことを十分に自覚すべきである。

研究遂行に当たり誠実な取り組みをしたにも関わらず、結果的に誤った結論を導いてしまった場合は、不正行為には該当しない。論文に誤りがあることに後で気がついた場合は、速やかに論文の取り下げの措置をとるなど、誠実な対応をとる必要がある。

(オリジナリティーの尊重)

- 5 研究の意義は、過去の人類の知識の蓄積の上に新たな知識を付加することにある。研究者は、先行研究を精査し、過去に同様の提示や試みがあった場合には他者のオリジナリティーを正當に評価し尊重する。

\*留意点：

研究計画の提案、成果の発表に当たって、他の研究者の発表結果や未発表データを適切なプロセスを踏まず、かつ引用もせずに記述することは、暗黙に自分のオリジナルであるかのように剽窃することになりかねないので、適切な引用に十分注意を払う。

コンピュータープログラム、特許、遺伝子組換え体、合成試薬等の利用についても同様にオリジナリティーを尊重した運用を行わなければならない。

(オーサーシップ)

- 6 論文の作成に当たっては、研究の着想、計画、実施、結果の解釈に関して本質的な寄与を行い、最終原稿を承認する人がオーサーシップを持つ著者であると認められる。

\*留意点：

著者（責任著者と共著者）・謝辞の取扱いについては、研究をまとめる段階でよく議論し当事者間で納得を得ることが必要である。著者、謝辞の記載法は、研究分野、学術誌におけるそれぞれ固有の慣例や独自のルールに留意する必要がある。

(研究環境の整備)

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

\*留意点：

研究室の責任者等の指導的立場にある者は、自らが本ガイドラインの趣旨を尊重して若手研究者や学生の指導に当たることが研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることを強く認識し行動する責務があ

る。

その際、研究者が相互に忌憚なく論じ合える風通しのよい人間関係を醸成することによって研究ハラスメントやセクシャルハラスメント等の問題が起こらないよう信頼関係を築くよう努めることも大切である。

#### (法令の遵守)

- 8 研究者は、安全や環境に対し、責任を持った取り組みを行うとともに、研究装置・機器等及び薬品・材料等は、関係取扱規程及び要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・試料等について、責任を持ってその最終処理をしなければならない。

\*留意点：

放射性物質、劇・毒物等、環境や安全に関してその取扱いや記録の保存期間が法令又は告示等により定めがある場合はそれに従うとともに、学内の諸規程を遵守する。

#### (利益相反)

- 9 研究者は、自らの研究などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

### III 結び

本学は、平成 18 年に創立 125 周年を迎えたのを機に、良心を意味する「Conscience」（「科学」は「良心」へ向かう）をスローガンに掲げ、新たな一步を踏み出した。

今後、科学技術のますますの発展に伴い研究者の良心が問われる時代になる中であって、本学の全ての研究者が、科学研究の原点に対する意識をたえず喚起し、高い倫理観に裏打ちされた行動によって、本学における科学研究の質をさらに高めていくことに努めることこそ、「Conscience」の実践であることを心に銘記すべきである。

以上